

図書館医学分館改修工事に伴う代替学修スペース 宮崎大学医学部学生の利用に関する取り決め

第1条（目的）

この取り決めは、附属図書館医学分館改修工事に伴う代替学修スペースを医学部(医学科及び看護学科)学生が自習室として使用する場合の規則を定めるものである。

第2条（利用者）

この取り決めは、医学部学生に適用される。

第3条（利用施設）

代替学修スペースは講義実習棟 102 講義室、206 講義室、207 講義室とする。

第4条（利用手続き）

事前の利用手続きは不要とする。

第5条（開放期間及び開放時間）

1. 開放期間は、附属図書館医学分館改修工事に伴い、同館内の学修スペースが利用できない期間とする。
2. 開放時間は、原則として以下の通りとする。

講義実習棟 102 講義室 24 時間

講義実習棟 206 講義室／207 講義室 . . . 平日：16:30 ～ 8:30（夜間）
休日・祝日：24 時間

- 1) 大学が講義等で臨時に使用する時間は除く。
- 2) 206 講義室／207 講義室については、学生支援課が許可する場合は、上記の開放時間に限らない。

第6条（利用施設の維持、管理）

1. 利用する学生は、自らの責任で適正に自習室の管理を行わなければならない。
2. 利用者は利用後に施設を原状復帰しなければならない。
3. 維持管理として以下のことを厳守しなければならない。
 - 1) 学習に関するもの以外は持ち込まないこと。
(就寝具や暖房器具の他、危険物及び火災の原因となるものは持ち込み厳禁)
 - 2) 飲食は常識の範囲内で制限を設けないが、飲酒、喫煙は禁止する。

第7条（利用状況の確認及び改善処置）

1. 開放中の安全を確保するため、防犯カメラを作動する。
2. 教務委員長、学生支援課ならびに学生委員会は適宜、利用状況を確認する。
3. 不適切な利用状況が指摘され、改善がなされない場合、開放を中止する。

第8条（その他の注意事項）

1. この取り決めは学生委員会が中心となり学生に周知すること。
2. 深夜帯に利用する際には、各自安全には十分配慮すること。
3. ゴミは必ず持ち帰ること。
4. 指定された講義室以外の利用は禁ずる。

第9条（規約の施行と改定）

1. この取り決めは平成30年11月30日より適用する。
2. この取り決めを改定する場合は学生会で審議し、教務委員会の承認を得るものとする。